

みんなですすめよう 男女共同参画

～人権が尊重され、誰もが活躍できる埼玉へ～



埼玉県マスコット「コバトン&さいたまっち」

彩の国  埼玉県

男女共同参画社会とは、どんな社会でしょうか

男女が互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のことです。

男女共同参画社会基本法では

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義しています。

なぜ、男女共同参画が必要なのでしょう

我が国における男女共同参画の推進は、日本国憲法により「個人の尊重」と「法の下での平等」がうたわれ、平成 11 年の男女共同参画社会基本法の成立を経て、国際社会の動向と連動しながら、様々な取組が進められてきました。本県でも平成 12 年に「埼玉県男女共同参画推進条例」を全国に先駆けて制定し、取り組んでまいりました。

一方で、依然として「男性は仕事、女性は家庭」といった長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する無意識の思い込みや偏見(アンコンシャス・バイアス)が存在しています。

本県は今、時代の大きな転換点に差し掛かっています。人口が増え続けた本県もいよいよ人口減少に転じ、全国で最も速いスピードで後期高齢者が増加すると見込まれています。社会情勢の変化に柔軟に対応するため、多様な視点を取り入れた活力ある埼玉づくりが不可欠となっています。

こうした中、性別にかかわらず、誰もが自分らしく活躍できる「男女共同参画社会」の実現が、今ほど求められている時代はありません。

男女共同参画社会の実現には県や市町村の取組はもとより、県民や事業者の皆様が男女共同参画を身近な課題として、共に取り組んでいくことが今にもまして切実に求められています。

固定的な性別役割分担意識

個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男性は仕事・女性は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことです。

アンコンシャス・バイアス (性差に関する無意識の思い込みや偏見)

自分自身では気づいていない「無意識の偏ったモノの見方」のことです。

「性差に関する無意識の思い込み」とは、例えば「男性は仕事、女性は家庭」という固定的役割分担意識に同感していなくとも、「親が単身赴任中」と聞いて、父親を想像したり、「仕事と家庭の両立」と聞いて、女性が担うものと考えてしまうなど、その人の過去の経験や知識などにより、性差に関し無意識に何気ない発言や行動として現れることをいいます。

埼玉県における男女共同参画の状況

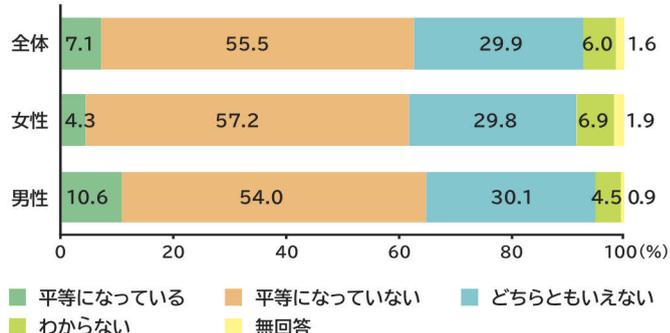
意識

1 男女の平等に関する意識

社会全体で見た場合、男女の地位について、男女ともに半数以上の人々が「平等になっていない」と考えています。

出典：県男女共同参画課「令和2年度男女共同参画に関する意識・実態調査」

男女の地位の平等感

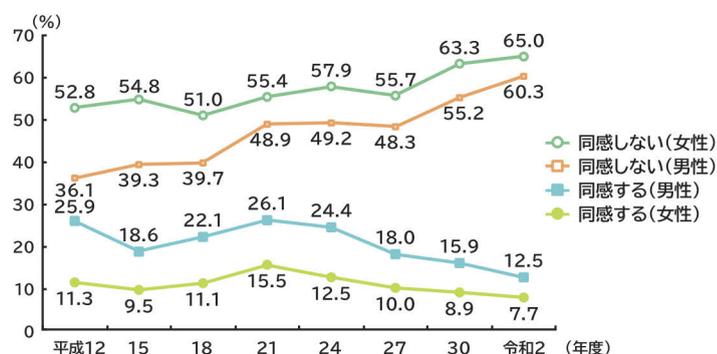


2 性別による役割分担意識

「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分担意識について、男女ともに、「同感しない」割合が増え、「同感する」割合が減っています。また、男性の「同感しない」が令和2年度に初めて6割を超えました。

出典：県男女共同参画課「男女共同参画に関する意識・実態調査」

「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について



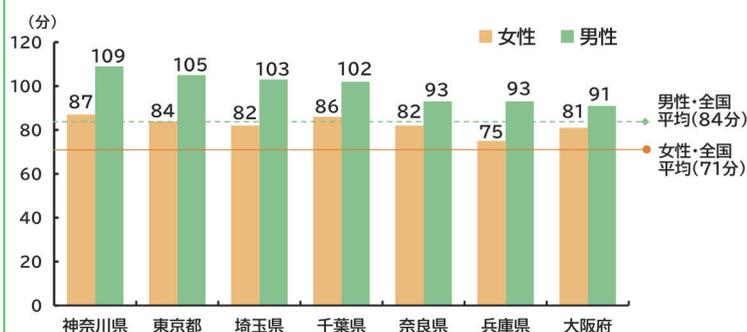
家庭

1 通勤・通学の時間

10歳以上の県民が通勤・通学にかかる時間は男女ともに長く、男性は103分で神奈川県、東京都に次ぎ全国3位、女性も82分と全国で4番目の長さとなっています。

出典：総務省「令和3年社会生活基本調査」

通勤・通学の時間



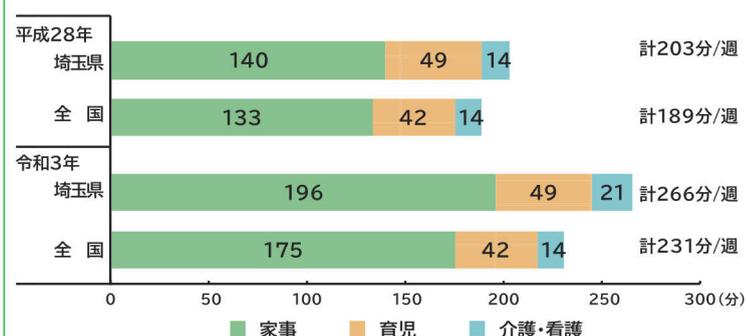
2 男性の家事・育児・介護等の時間

前回調査時(平成28年)と比べて育児時間は変わらないものの、家事及び介護・看護時間が長くなり、週当たり266分で全国1位となりました。

なお、本県の女性の家事・育児・介護等の時間は1,288分となっています。

出典：総務省「社会生活基本調査」

男性の家事・育児・介護等の時間数(週当たり)

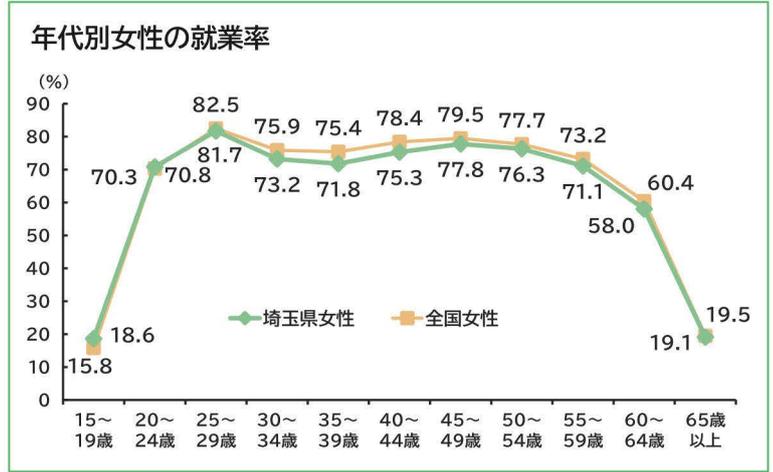


労働

1 女性の就業率(M字カーブ)

本県の女性の就業率は35～39歳の71.8%を底とするM字型曲線を描いています。M字の底は全国と比べ深い状況にあります。

出典:総務省「令和2年国勢調査」



2 男女の賃金格差の推移

男性一般労働者の平均賃金水準を100としたとき、女性一般労働者の給与水準は77.7となっており、格差は長期的には縮小傾向にあります。

出典:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」



地域

1 自治会長の女性割合

町内会・自治会などの地域活動の参加経験者の割合は女性の方が多いにも関わらず、自治会長の女性割合は6.0%と低い状況にあります。

出典:内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(令和6年度)」

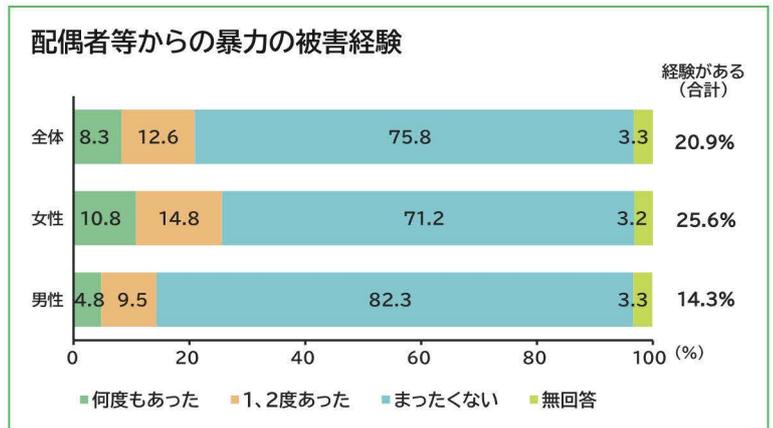


DV (ドメスティック・バイオレンス)

1 配偶者等からの暴力の被害経験

現在又は過去に配偶者がいる(いた)人のうち、配偶者等からの何らかの暴力の被害経験のある人は5人に1人に上り、女性においては4人に1人となっています。

出典:県男女共同参画課「令和2年度男女共同参画に関する意識・実態調査」



埼玉県における政策・方針決定過程への女性の参画の状況

県議会における議員の女性割合

埼玉県	全国平均
16.1% (全国14位)	14.6%

R5.12.31現在

県職員の管理職に占める女性割合

埼玉県	全国平均
12.8% (全国27位)	14.2%

R6.4.1現在

県審議会等の委員の女性割合

埼玉県	全国平均
45.0% (全国7位)	39.1%

※県の目標：42%（令和8年度） R6.4.1現在

市町村議会における議員の女性割合

埼玉県	全国平均
25.3% (全国4位)	17.6%

R5.12.31現在

市町村職員の管理職に占める女性割合

埼玉県	全国平均
16.7% (全国30位)	18.4%

R6.4.1現在

市町村審議会等の委員の女性割合

埼玉県	全国平均
30.2% (全国15位)	29.0%

※委員会を含まない R6.4.1現在

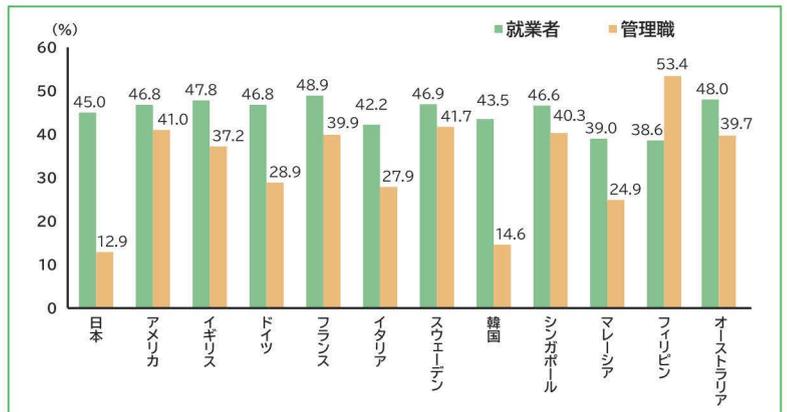
出典：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等(R5.12.31現在)」

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(令和6年度)」

日本の男女共同参画の国際比較

● 就業者及び管理職に占める女性の割合(国際比較)

就業者に占める女性割合に比べ、管理職に占める女性の割合は、国際的にみても低いのが現状です。



出典：データブック国際労働比較 2024

● ジェンダー・ギャップ指数(GGI)

スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が独自に算定したもので、4分野のデータ*から構成され、男女格差を測る指数です。

2024年の日本の順位は146か国中118位で、前回(2023年)の146か国中125位から順位を上げています。政治・経済分野での格差が大きく、総合順位が依然として低い状況です。

順位	国名	GGI
1	アイスランド	0.935
2	フィンランド	0.875
3	ノルウェー	0.875
4	ニュージーランド	0.835
5	スウェーデン	0.816
⋮	⋮	⋮
43	アメリカ	0.747
⋮	⋮	⋮
94	韓国	0.696
⋮	⋮	⋮
106	中国	0.684
⋮	⋮	⋮
118	日本	0.663

分野ごとの順位(日本)

分野	2024	2023
経済	120位 ↑	123位
教育	72位 ↓	47位
健康	58位 ↑	59位
政治	113位 ↑	138位

出典：世界経済フォーラム「Global Gender Gap Report 2024」

*各分野のデータ

○経済分野：労働参加率の男女比、同一労働における賃金の男女格差、推定勤労所得の男女比、管理的職業従事者の男女比、専門・技術者の男女比

○教育分野：識字率の男女比、初等・中等・高等教育就学率の男女比

○健康分野：出生児性比、健康寿命の男女比

○政治分野：国会議員の男女比、閣僚の男女比、最近50年における行政の長の在任年数の男女比

埼玉県における男女共同参画の推進

● 埼玉県男女共同参画推進条例

この条例は、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、男女共同参画の推進に関する施策について総合的かつ計画的に推進するために全国に先駆けて平成12年3月に制定されました。

基本理念

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会における制度や慣行についての配慮
- ③ 政策や方針の立案及び決定への共同参画
- ④ 家庭生活における活動と社会生活における活動の両立
- ⑤ 生涯における性と生殖に関する健康と権利の尊重
- ⑥ 国際的協力

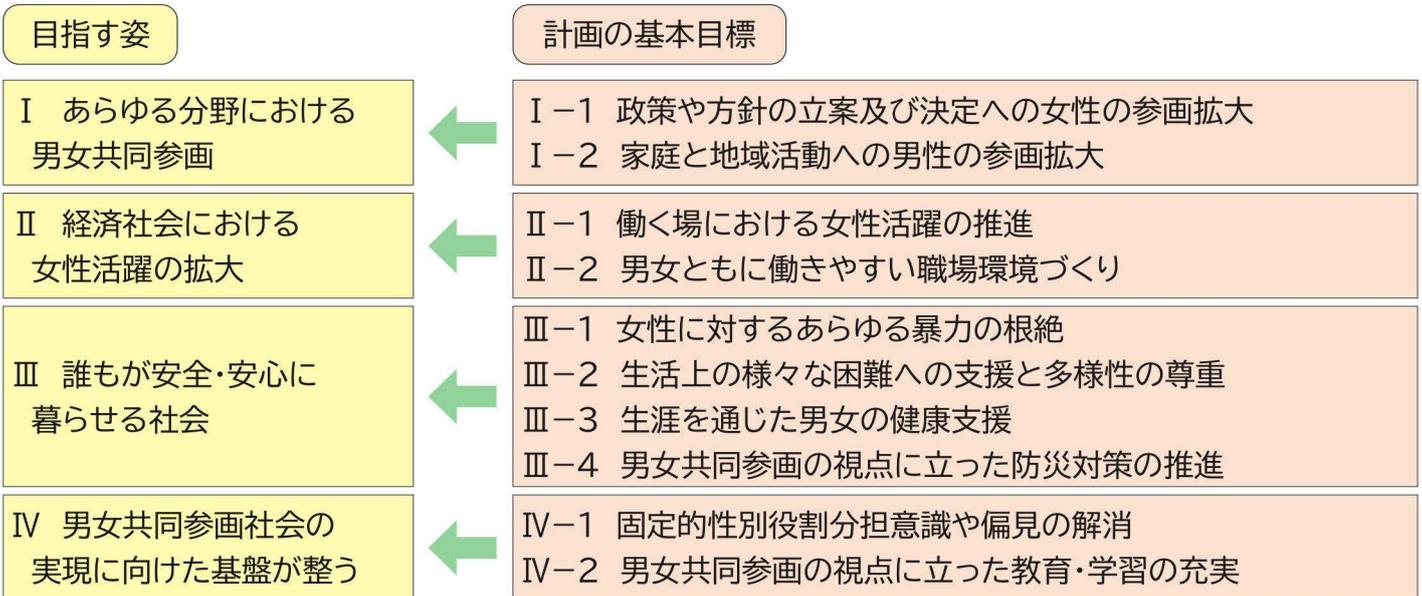
● 埼玉県男女共同参画基本計画(令和4年3月策定)

「埼玉県男女共同参画推進条例」第12条に基づき、県としての男女共同参画の推進に係る基本的な考え方と施策の方向を示した基本計画を策定し、さまざまな取組を進めています。

【計画の目標】男女共同参画社会の実現

～人権が尊重され、誰もが活躍できる埼玉へ～

【計画期間】令和4年度～令和8年度の5年間



男女共同参画を進めるために

県民の皆さん

家庭、職場、学校、地域社会などあらゆる分野に、ひとりひとりが積極的に参画していきましょう。

それぞれの取組

事業者の皆さん

事業活動を行うにあたっては、男女が共同して参画できる体制づくりに積極的に取り組みましょう。

埼玉県におけるジェンダー主流化の取組

● ジェンダー主流化(Gender Mainstreaming)とは

「ジェンダー*による思い込みや偏見、性別役割分担によって男女間の格差が生じていないか」という視点に立ち、施策や事業が、住民、ユーザーや社会に及ぼす影響などを点検し、その格差解消を図る取組のことです。

SDGs(持続可能な開発目標)でも、実施原則として17のゴール全てでジェンダー主流化の視点が不可欠とされています。

*ジェンダー(gender)

人間には生まれつきの生物学的性別(sex)があります。一方、社会通念や慣習の中には社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別(gender)」といいます。

海外企業の取組事例

スウェーデンのある自動車メーカーでは、長年にわたり実際の事故から収集したデータによって、女性は男性に比べて骨格や身体的な強度の違いから、むち打ち症になる可能性が高いことを明らかにしました。その原因のひとつは、衝突に関する実験で用いる人体ダミー人形が男性の体型を基本として設計しているからだと考え、シートベルトの設計を見直すなど性差に考慮した開発を行っています。

● 埼玉県による全庁での事業点検

県では、ジェンダー主流化の視点を取り入れ、県庁のあらゆる施策を対象に男女間の格差が生じていないか事業の点検を進めています。

事業点検の例① 都市公園施設の整備

◆ 男女間格差の実態把握 公園利用者にアンケートを実施

【満足度】トイレや授乳室に対する女性の満足度が男性に比べ低い
トイレ:トイレの使いづらさ、防犯対策への高いニーズ
授乳室:こどもの遊び場の近くにない

【こどもが好む遊具】

女兒はブランコやプレイハウスなどを好んでいる

➡ 性別によらず誰もが利用しやすい遊具や授乳室等のある広場、誰もが安心して快適に利用できるトイレの整備が必要

トイレに対する満足度 (回答数: 464)



女性の方が22ポイント低い

授乳室に対する満足度



女性の方が10ポイント低い

県営公園に関する利用者アンケート (令和5年7月に一般利用者を対象に実施) (公園スタジアム課調べ)

➡ 誰もが使いやすい公園づくりに取り組む

事業点検の例② 新規就農者の育成・確保

◆ 男女間格差の実態把握

過去の就農相談内容の分析、女性農業者へのヒアリングを実施

【就農相談】

女性は「農業法人で働きたい」、「小規模農業をやりたい」とする割合が高い

【女性農業者の声】

- ・ 女性が働きやすい環境(トイレや更衣室など)が整備されていない
- ・ 女性農業者の経営モデルが身近にいない

➡ 女性就農者の受け皿となる農業法人の環境整備が必要、女性向けの就農情報を提供する場が必要

就農相談内容の分析結果

区分	女性	男性
本格的に農業経営を行いたい	61%	80%
農業法人で働きたい	23%	8%
小規模農業をやりたい	17%	9%
有機農業をしたい	8%	5%
田舎暮らしをしたい	4%	4%
農業体験をしたい	4%	2%

女性の方が割合が高い

*複数回答での集計のため、100%を超える
調査期間:平成16年~令和5年度(農業支援課調べ)

➡ 「女性が働きやすい環境整備」の支援や、女性向けの就農セミナー・体験会を行う

* 相談窓口の御案内 *

男女共同参画に関する苦情処理

- 男女共同参画に関する県の施策についての苦情
- 配偶者・パートナーからの暴力、セクシュアル・ハラスメントなどにより人権が侵害され、申し出を希望される場合

【申出方法】 郵送、FAX(048-830-4755)又は電子申請

【送付先】 〒330-9301 (所在地の記載は不要です)

県人権・男女共同参画課内「埼玉県男女共同参画苦情処理委員」宛て

【問合せ先】 ☎048-830-2921

※ 申出書の入手方法: 県人権・男女共同参画課のホームページから入手できます。
また、「電子申請サービス」による申し出も御利用いただけます。

人間関係、家族、夫婦などの相談は

埼玉県男女共同参画推進センター 《愛称: ^{ウィズユー}With You さいたま》へ

さまざまな悩み相談	☎ 048-600-3800 月～水、金、土曜日 9:30～20:30 日曜、祝・休日 9:30～17:00 (木曜日、年末年始を除く)
男性のための電話相談 ※ 男性臨床心理士が 電話相談に応じます。	☎ 048-601-2175 毎月第1・3日曜日(原則として) 11:00～15:00

●ドメスティック・バイオレンス(DV)について

DVは犯罪となりうる行為を含む重大な人権侵害です。

DVの相談は埼玉県配偶者暴力相談支援センター(下記の機関)へ

埼玉県男女共同参画 推進センター (With You さいたま)	☎ 048-600-3700 月～水、金、土曜日 9:30～20:30 日曜、祝・休日 9:30～17:00 (木曜日、年末年始を除く)
--	---

みんなですすめよう男女共同参画

令和7年3月

【発行】 埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課

電話: 048-830-2921 FAX: 048-830-4755

Email: a2250@pref.saitama.lg.jp



再生紙を使用しています

